

# 臨時株主総会招集ご通知

## 開催日時

2024年9月18日（水曜日）午後1時  
（受付開始 午後12時30分）

## 開催場所

東京都千代田区外神田一丁目1番8号  
東芝万世橋ビル 6階  
TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール6B

## 決議事項

- 第1号議案 第三者割当による新株式発行及び第7回新株予約権発行の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第9号議案 会計監査人選任の件

### 議決権行使期限：

2024年9月17日（火曜日）午後6時まで



株式会社イー・ロジット

証券コード：9327

証券コード 9327

2024年9月3日

(電子提供措置の開始日 2024年8月27日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田三丁目11番11号

株 式 会 社 イ ー ・ ロ ジ ッ ト

代表取締役社長CEO 谷 辻 昌 也

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ec-bpo.e-logit.com/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスのうえ、銘柄名（会社名）「イー・ロジット」又は証券コード「9327」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年9月17日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年9月18日（水曜日）午後1時（受付開始 午後12時30分）  
2. 場 所 東京都千代田区外神田一丁目1番8号  
東芝万世橋ビル 6階 TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール6B  
（末尾の臨時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項 決議事項

- 第1号議案 第三者割当による新株式発行及び第7回新株予約権発行の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第8号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件  
第9号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご案内に代えて、本総会終了後、当社ウェブサイト（<https://ec-bpo.e-logit.com/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2024年9月18日(水曜日) 午後1時 (受付開始：午後12時30分)

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年9月17日(火曜日) 午後6時入力完了分まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年9月17日(火曜日) 午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

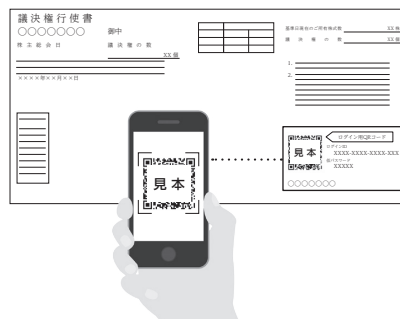
2024年9月17日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

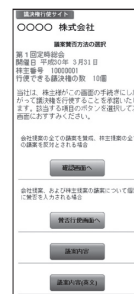
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

**1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

**2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮  
パスワード」を  
入力

「ログイン」を  
クリック

**3** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第三者割当による新株式発行及び第7回新株予約権発行の件

##### 1. 提案の理由

本議案は、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第7回新株予約権の発行（以下、「本新株予約権」といい、本新株式と併せて「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。）を行うことについて、本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本第三者割当について、株主の皆様の特別決議によるご承認をお願いするものであります。

##### 2. 募集の概要

###### <本新株式の募集の概要>

(1) 払 込 期 日	2024年9月19日
(2) 発 行 新 株 式 数	2,800,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき180円
(4) 調 達 資 金 の 額	504,000,000円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 豊田Holdings株式会社 1,680,000株 G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合 1,120,000株
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とします。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割 当 日	2024年9月19日
(2) 新株予約権の総数	70,000個（1個につき100株）
(3) 発行 価 額	1個につき180円（1株につき1.8円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	7,000,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	1,272,600,000円 （内訳）新株予約権発行による調達額：12,600,000円 新株予約権行使による調達額：1,260,000,000円
(6) 行 使 価 額	180円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 豊田Holdings株式会社 42,000個 G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合 28,000個
(8) そ の 他	<p>① 取得条項 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限 当社と各割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。</p> <p>③ その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とします。当社は、割当予定先との間で、2024年9月19日付で総数引受契約を締結する予定です。</p>

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。



### 3. 割当予定先の概要

#### 割当予定先①

(1) 名 称	豊田Holdings株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋小網町18番11号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 豊田 浩之			
(4) 事 業 内 容	株式等有価証券及びその他金融資産の保有、運用並びに管理			
(5) 資 本 金	10百万円			
(6) 設 立 年 月 日	2018年10月9日			
(7) 発 行 済 株 式 数	500,000株			
(8) 決 算 期	9月30日			
(9) 従 業 員 数	1人			
(10) 主 要 取 引 先	豊田TRIKE株式会社			
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行			
(12) 大株主及び持株比率	豊田 浩之 100%			
(13) 当 事 者 間 の 関 係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	当社を借主として、当社と割当予定先の間で、5億円の借入枠の設定を行う契約を締結しております。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)				
	決算期	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
純 資 産		9	0	△24
総 資 産		10	11	3
1株あたり純資産 (円)		9,427.29	36.60	△244.72
売 上 高		—	—	—
営 業 利 益		△0	△9	△24
経 常 利 益		△0	△9	△24
当 期 純 利 益		△0	△9	△24
1株あたり当期純利益 (円)		△362.63	△9,390.69	△1,315.53
1株あたり配当金 (円)		—	—	—

割当予定先②

(1) 名 称	G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号	
(3) 設 立 根 拠 等	金融商品取引法に基づく投資事業有限責任組合となります。	
(4) 設 立 の 目 的	投資対象企業の事業拡大やバリューアップの支援を目的とする。	
(5) 設 定 日	2023年 9 月 7 日	
(6) 出 資 額	162百万円 (注 2)	
(7) 出 資 者	(無限責任組員) ・ トラストアップ株式会社 0.6% (有限責任組員) ・ ジーエフホールディングス株式会社 98.8% ・ 株式会社プランティアー 0.6%	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	トラストアップ株式会社
	所在地	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴江 正幸
	事業内容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理、経営コンサルティング、不動産事業
	資本金	2,000万円
(9) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組員との間の関係	ジーエフホールディングス株式会社の子会社であるジーエフ株式会社より、物流施設を賃借しております。
	当社と業務執行組員の代表者との間の関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 各割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係の欄については、別途時点を明記していない限り、2024年 8 月 19 日現在におけるものであります。
2. G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合の出資の額は2024年 7 月 31 日時点の出資額を記載しております。最終的な出資額は30億円となる予定です。

#### 4. 募集の目的及び理由

##### (ア) 資金調達の目的及び理由

当社は2000年の創業以来、通販物流代行サービスを提供してきました。現在は、これまでに培ったEコマース領域でのナレッジを活かし、クライアントをトータル支援するBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスとコンサルティング・人材育成サービスを提供しております。

当社が事業を展開するEコマース業界は急速な市場拡大を遂げており、ロジスティックスの出荷数や在庫過多などの流通上の課題が複雑化しています。このため、当社では、クラウドビッグデータを基盤にした、当社のWMS（注：Warehouse Management Systemの略であり、倉庫内の作業を管理・最適化するためのシステムです。）などの社内システムにある貴重な情報資産を活用したBIレポート（注：Business Intelligence Reportの略であり、企業の業績や運営状況を可視化し、経営判断を支援するためのレポートを自動生成します。）や分析レポートを導入するなど、DX推進に取り組んでおります。顧客企業視点での課題の把握及び改善提案を行い、顧客企業のEC事業成功を支援する真のBPOパートナーとしての成長を目指しております。

このような取り組みの中、2024年3月期連結会計年度の売上高は、BPOサービス事業において、新規案件の稼働開始が当初計画から後ろ倒しとなったものの、既存案件の出荷数の増加により売上高の増加に寄与しております。しかしながら、当時連結子会社であった株式会社アビスジャパン（以下、「アビスジャパン」といいます。）において、回収見込が不明な売掛金、原価に振替していない前渡金などが見付き、それらに対して売上原価などに費用計上したことで収益悪化を招き、さらに、アビスジャパンにおいて将来の超過収益力が期待できなくなったためのれんの減損処理を実施したこと等による減損損失960百万円を計上しております。また、閉鎖の経営判断を行ったフルフィルメントセンター（以下、「FC」といいます。）に係る固定資産の減損処理並びにFCの閉鎖に伴い生じる損失に備えて事業所閉鎖損失引当金繰入額362百万円を特別損失に計上しております。

この結果、当社の2024年3月度連結会計年度の経営成績は、売上高13,121百万円となり、売上総損失59百万円、営業損失1,193百万円、経常損失1,179百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,466百万円となり、大幅な損失を計上したことにより、当社は2024年3月期連結会計年度において1,066百万円の債務超過に陥り、2024年3月末時点において東京証券取引所が定める「純資産の額」に係る上場維持基準に抵触しております。

そのため、当社は今回不適合となった「純資産の額」基準を満たすために、上場維持基準への適合に向けて、自動化設備の導入含む物流作業の生産性改善によるBPO事業の収益性向

上、F C閉鎖に伴う固定費削減及び顧客ごとの限界利益率の改善に伴う営業キャッシュ・フローの獲得を進めておりますが、純資産の額基準について、次の基準日である2025年3月31日までに適合（純資産の額が正となる）見込みである旨の開示ができなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定され、2025年3月期の有価証券報告書に掲載される財務諸表の内容を踏まえた東京証券取引所からの適合判定の結果、純資産の額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定された後、当社株式は上場廃止となります。なお、当社は、2024年5月13日にアビスジャパンの株式取得に係る株式譲渡契約を取り消す旨の意思表示をし、さらに、当社はアビスジャパンの全株式を保有している株式会社EL first（以下、「EL first」といいます。）の全株式を譲渡することにより、EL first及びアビスジャパンを連結範囲から除外しており、純資産の額基準については連結ではなく当社単体の決算で判定していくこととなりますが、2025年3月期第1四半期会計期間末における純資産額は297百万円の債務超過となっております。

当社が3期連続での赤字決算となったことにより、当社は債務超過の状態に陥り、業績悪化に伴う当社の資金状況は大変厳しい状況となっております。

2025年3月期第1四半期累計期間の経営成績においても、売上高3,004百万円（前年同四半期比1.2%減）、営業損失40百万円（前年同四半期は営業損失78百万円）、経常損失35百万円（前年同四半期は経常損失76百万円）、四半期純損失30百万円（前年同四半期は四半期純損失81百万円）となりました。

当社が安定した経営基盤の再構築を図るためには、財務基盤を強化して債務超過を解消すること、早期の業績回復させる必要があると考えています。そして、財務基盤を強化するためには、一定程度の資本を確保することが前提になると考えております。

また、当社の業績悪化を招く大きな原因であり収支上も非常に大きな負担となっているのは固定費です。固定費が負担となった経緯につきましては、当社はEコマース市場の急拡大に対応するため、2020年3月期以降にF Cを急拡大しました。ところが、急拡大した床面積の埋め合わせとして低採算での顧客獲得を進めた結果、増加した収入の一方で限界利益率が低下し、BPO事業の獲得利益が伸び悩み、逆にBPO事業に占めるF Cの賃料負担が大きくなってしまいました。これが固定費の過剰につながっており、当社の業績回復を妨げる要因となっております。そのため、F Cの賃料負担を軽くすることが、早期業績回復のカギになると考えております。そこで、今回の資金調達により調達した資金の一部を、業績の早期改善に向けた施策の一環として進めているF Cの閉鎖に係る費用及び運転資金に充当することで、早期業績回復及び経営悪化のリスク回避に向けて資金面における安定した経営環境を構築していく方針です。

また、当社では、かねてより主力事業であるEC物流分野におけるBPOサービス事業の収益性低下も大きな課題となっております。商流が複雑化するECビジネスにおいて、特に荷役部分における提供サービスは昨今の物価高騰も相まって、限界利益率の低下が顕著となり、当社事業の収益改善のためには、提供するサービスの原価に見合う販売価格の見直し、及び、BPOサービスの収益性低下に対処するため、価格転嫁や契約解除を実施し、品質向上や固定費削減も進めてまいりますが、それに伴い、価格転嫁ができない顧客の選別を急ピッチで進め、既存契約の解除に係る費用が必要となります。

さらには、当社は、物流分野におけるBPOサービス事業の次なる発展のため、今後、割当予定先からの協力を得ることで、これまでと異なる視点や知見を活用し、安定した収益を上げられる新規事業を模索し、新たな事業及びシナジーを有する企業との資本・業務提携等を進めていくことで業績回復を図っていきたいと考えており、これらの施策を迅速かつ着実に展開するための資金を調達する必要があります。そのため、今回の資金調達は、①早期業績回復のための財務基盤の強化を目的とした運転資金の獲得、②FCの解約を進め、過剰な坪数を削減し、固定費を大幅に削減すること、③顧客選別を進め、主力のBPOサービス事業の収益性を改善すること、そして④新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用であることから、中長期的な当社の成長、企業価値の向上を図ることを可能にするものであり、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

#### (イ) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、第三者割当以外の手法による資金調達も勘案しましたが、下記の理由から本第三者割当を行うことが、当社の財務基盤及び収益基盤の強化につながり、中長期的な企業価値向上に資するものであり、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### (1) その他の資金調達方法の検討について

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

- ① 金融機関等からの運転資金等の間接金融による資金調達は、2024年3月期の経営成績が当期純損失となったことで当社が3期連続での赤字決算となったこと、またこれによ

り、当社は債務超過の状態に陥ったため、現状の当社財務内容では新規での融資の実施が難しく、収益基盤の強化を実施することができません。

- ② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社の業績を鑑みると当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては資金調達が難しいものと判断いたしました。
- ③ いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合には、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは実施できないとされていることから、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを実施できない状況にあります。
- ④ 現時点において、3期連続での赤字決算、これに伴う債務超過状態への転落、業績悪化に伴う当社の資金状況の大幅悪化の中で、現在の株価水準をベースとした新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額を設定した上で引き受けることは難しいとの各割当予定先から回答がありながらも、現在の当社の株価水準から大きくディスカウントし、かつ1株あたり純資産の金額等を考慮した株式の発行価額及び新株予約権の行使価額を設定した第三者割当増資であれば、引き受けていただけるとの回答をいただきました。  
当社としましては、大幅なディスカウントによる大規模な増資を行うことは、短期的に株価に対する影響はあるものの、当社の中長期的な企業価値の向上を実現させるためには、このタイミングでの当該資金ニーズを満たすことが必要不可欠であり、結果的には、既存株主の利益の向上に繋がるものと判断しております。換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、株主利益の毀損へとつながるものと考えております。



(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴  
（本新株発行のリスク情報）

① 新株式の失権リスク

株価及び割当予定先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業運営に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は各割当予定先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳の写しを受領し、払込金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、各割当予定先の資金力を確認しております。

② 株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は2,800,000株（議決権28,000個）となります。これは2024年8月19日現在の当社の発行済株式3,747,800株に対し74.71%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）であり、その合算した数9,800,000株（議決権98,000個）は、2024年8月19日現在の発行済株式3,747,800株の261.49%（議決権総数37,458個に対しては261.63%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、物流BPOサービス事業の収益性改善のため、①FCの閉鎖費用として200百万円を支出することで、FC3拠点の閉鎖に伴う固定費の発生を月間で約80百万円削減し、②BPOサービス事業における顧客対応費用として50百万円を支出することで、顧客ごとの限界利益率が30%以上となるようにサービス価格改定とあわせて顧客の選別を進め、2025年3月期中に月間でのBPOサービス事業の事業利益率が10%以上の水準に到達するよう、業務の改善を進めていくことを予定しております。本第三者割当の実施は、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えており、また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えていることから、本第三者割当は既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

③ 株主構成変動リスク

本新株式発行により新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

④ 有利な価格にて株式を発行するリスク

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（2024年8月16日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である331円、及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については2024年7月17日から2024年8月16日までの株価推移である360円の1/2の価格、及び2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）における当社の1株あたり純資産（2024年6月末時点）である△85.15円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり180円となりました。なお、発行価額については、当社の株価を大きく下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、当社の今後の株価推移に短期的に大きな影響を与える可能性があります。

当社としては、資金の調達方法について、間接金融も含めた他の手段を行うことも検討しました。しかしながら、①本第三者割当については2024年1月より準備を進めている状況から、直接金融の交渉及び準備については最低でも6ヶ月以上を要することを想定しており、2024年3月期決算内容を以て3期連続赤字決算に加えて債務超過の状態に陥っている状況下、このままの資金状況が続いた場合、2025年3月までには資金が不足する可能性が高いこと、②今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じていただける候補先が現れるとも限らないこと、③現状の資金繰り状況のまま時間だけが経過した場合、企業の信用不安が増大していく恐れがあり、「顧客離れ」「従業員の退職」など当社にとって必要不可欠なステークホルダーが当社から離散することにでもなれば、当社事業の存続自体が危ぶまれることとなり、信用不安を早期解消するためにも早急に資金繰り状況の改善を進める必要があること、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であります。具体的には①FCの閉鎖費用として200百万円の資金を支出することにより、FC3拠点の閉鎖に伴う固定費の発生を月間で約80百万円削減し、②運転資金として250百万円の資金を用意することにより、借入金の返済として毎月23百万円、消費税の中間納付として毎月17百万円の支払余力を2025年3月末まで確保できるようになり、③BPOサービス事業における顧客対応費用として50百万円を支出することで2025年3月期中に月間でのBPOサービス事業の事業利益率が10%以上の水準に到達するよう、業務の改善を進めることができることから、今般の資金調達が必要であるとの考えにより、割当予定先との協議を進めてまいりました。

また、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け協議を行った中で、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けていただける投資家は見つからず、割当予定先に本新株式を引き受けていただくことによって、事業収支改善資金等を調達するこ



とができること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること、更に債務超過状態の改善が見込まれること等、当該割当予定先との取組みが当社の再生に大きく寄与するものと判断しております。なお、本株式の発行については、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、本臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

#### (本新株予約権の特徴)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値が新株式の方法に比べ段階的な希薄化となりやすく、また、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行ううえで、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

- ① 本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される7,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。
- ② 本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ（会社法第236条第1項第6号における）該当事項はありませんが、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。なお、本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。

#### (本新株予約権のデメリット)

- ① 本新株予約権による資金調達は、割当先が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達となされるものとなっているため、資金調達の額に相当する資金を時宜に合わせて調達することは困難であります。
- ② 当社の株価が下落した場合には、権利行使が行われない状況となり、調達額が当初の想定を下回る可能性もしくは調達ができない可能性もあります。

(本新株予約権の発行に関するリスク情報について)

① 本新株予約権の失権リスク

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、当社の資金ニーズに沿った資金調達が困難になる可能性があります。その場合においては、資金使途に記載した通りの資金の投下ができず当社の事業推進に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されず当社の事業推進に影響を及ぼすと判断した場合には、必要に応じて別途資金調達を検討いたします。なお、現時点においてその資金調達方法については未定です。

② 株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）となります。これは2024年8月19日現在の発行済株式3,747,800株に対し186.78%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は2,800,000株（議決権28,000個）であり、その合算した数9,800,000株（議決権98,000個）は、2024年8月19日現在の発行済株式3,747,800株の261.49%（議決権総数37,458個に対しては261.63%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、①F C解約違約金に係る費用として早期業績回復に向けて固定費の大幅削減により当社の事業利益を改善すべくF Cの解約を進めることができ、②新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用として物流分野におけるB P Oサービス事業の次なる発展のため、今後、割当予定先からの協力を得ることで、これまでと異なる視点や知見を活用し、安定した収益を上げられる新規事業を模索し、新たな事業及びシナジーを有する企業との資本・業務提携等を進めていくことで業績回復を図っていくことを予定しております。そのため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えており、また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えていることから、本第三者割当は既存株主の皆様の利益に貢献するものと考えております。

③ 株主構成の変動リスク

本新株予約権の権利行使に伴い株式が発行されることにより新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

④ 有利な発行価格及び行使価額にて新株予約権を発行するリスク

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ社」といいます。）に依頼し、その評価である本新株予約権1個あたりの価格は7,395円となりました。

また、本新株予約権の行使価額も本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(2024年8月16日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である331円及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については2024年7月17日から2024年8月16日までの株価推移である360円の1/2の価格、2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)における当社の1株あたり純資産(2024年6月末時点)である△85.15円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり180円といたしました。発行価額については、第三者機関の算定結果を下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、また、行使価額についても当社株価を下回ることから、当社の今後の株価推移に短期的に大きな影響を与える可能性があります。

当社としては、資金の調達方法について、間接金融も含めた他の手段を行うことも検討しました。しかしながら、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であります。具体的には①FC解約違約金に係る費用、②新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用に充当するため、今般の資金調達が必要であるとの考えにより、割当予定先との協議を進めてまいりました。

なお、本新株予約権の発行につきましても、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、本臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2024年8月16日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における

当社株式の終値331円及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については2024年7月17日から2024年8月16日までの株価推移である360円の1/2の価格、2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)における当社の1株あたり純資産(2024年6月末時点)である△85.15円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり180円といたしました。

なお、本発行価額につきましては、直前営業日の終値の331円からのディスカウント率が45.62%(小数点第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。)、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値360円(小数点未満を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)からのディスカウント率が50.00%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値433円からのディスカウント率が58.43%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値508円からのディスカウント率が64.57%となっております。

上記のディスカウント率から、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、本臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

また、本株式の発行価額決定の経緯として、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け、協議をしてきており、今回複数の候補先と交渉を重ねてまいりました。

しかしながら、当社は当期純損失の発生が3期継続している現状であり、2024年3月期には遂に債務超過の状態にまで財政状態が悪化したことから、交渉できる候補先を見つけることは困難を極め、結果として現時点の株価水準により新株式の発行の引受けに応じてくれる候補先はおりませんでした。

そこで、今般の割当予定先の紹介を受け、協議を引き続き重ねた結果、当社が3期連続して赤字決算となり債務超過の状態にあることから、当社株式が上場維持基準に係る改善期間入りしている現状を鑑みると第三者割当を引き受けることによるリスクは高いという話を受けたものの、①当社株価が短期的に下落する可能性もあることから、本新株式の発行価額に一定比率以上のディスカウントを行うこと、②新株式による払込については、払込期日に割当予定先が全額を払込む必要があるのに対し、一方で新株予約権による引受けであれば、権利行使のタイミングを割当予定先が決定できることから、割当予定先の判断により、資金拠出を行うことができ、また払込の金額についても、一度に全ての払込を行う必要がないとの理由から、新株式による払込金額と同等以上の金額を、新株予約権による発行とすること、③新株予約権の権利行使価額は、新株式の発行価額と同水準とすること、であれば、引受けに応じて良いとの回答を得ることができました。

当社としては、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けていただける投

資家は見つからず、割当予定先に新株式を引き受けていただくことがなければ、早期業績回復に伴う収益の向上が見込めない状況となり、債務超過の状況が改善されず、上場廃止ひいては廃業の懸念すらあるものと考えております。

したがいまして、現在進めている「FC閉鎖による固定費削減」及び「顧客ごとの限界利益率改善」を推進するための資金を速やかに調達できること、財務基盤が強化されることにより金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること、更に債務超過の状態を早期に脱することができること等、当社が喫緊で強化しなければならない中長期的な収益基盤の確保が見込まれることにより、結果として当社の収益基盤及び財務体制の強化により企業価値は向上するものと考えていることを前提として交渉を進めた結果、1株あたりの発行価額を180円とすることにて株式を発行することといたしました。

当社としては、BPOサービス事業の業績回復の今後の進捗が当社の収益性の確立にとっても重要であり、今般の資金調達による資金投下無しには、2024年10月以降の当社の収益基盤の構築は難しく、現状の企業価値すら維持できないと考えていること、ひいては、今後の当社の再生は難しいものと判断していることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、当該発行価額を採用することといたしました。

また、当社監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、当社の今後の業績回復に向けた事業資金の必要性や財務体質強化等の資金調達の必要性として、当社の今後の収益基盤が非常に脆弱であり、BPOサービス事業の業績回復無しには事業の継続は困難であること、また収益基盤の確保のためには本第三者割当での資金調達はやむを得ず、また、結果として収益基盤の確保により当社の企業価値は向上する可能性があること、選定した割当予定先と当社との関係、割当予定先との発行価額決定方法等を勘案しても、本第三者割当が割当予定先に市場株価を下回る有利な条件で発行するものの、当社の現在の事業の状況及び当社の現在おかれた状況、及び本第三者割当の発行価額の決定プロセスに鑑みれば、今回の割当予定先以外に今般の水準以上の発行価額での増資を引き受けていただける投資家は見つからず、当該発行価額が割当予定先との協議により決定したこと、今般の第三者割当を引き受けていただけることにより、当社として企図する資金使途に資金を充当できることで今後の事業基盤の構築が図れること、むしろ、割当予定先に第三者割当を引き受けていただくことがなければ赤字決算からの脱却は困難であり、債務超過の状況を改善することもままならず、上場廃止の懸念があることを鑑みると、当該発行価額は当社の事情に当てはめてみた場合においては相当であるとの意見をいただいております。



以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ社に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個あたり7,395円を基準として、各割当予定先と協議の結果、本新株予約権1個あたり180円といたしました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価331円（2024年8月16日の終値）、行使価額180円（2024年8月16日の終値を基準として45.62%のディスカウントした価額）、行使価額の価額、ボラティリティ57.74%（2024年7月から遡って3年間をもって算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.337%（評価基準日における3年物国債レート）、配当率0.0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク（23.02%）、代替資金調達コスト（32.45%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算）等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき7,395円との結果を得ております。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先は、当社株価が行使価額を上回っている状況下において、随時権利行使を行うものとし、ただし、株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1日あたり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却できることを前提として、権利行使を行うものとし、全て売却した後、次の権利行使をするものとしております。

なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。

取得条項（コール・オプション）については、当社は、本新株予約権の割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり180円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができよう設計しております。なお、取得条項につきましては、本新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト（修正CAPMにより算出）32.45%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様

に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記東京フィナンシャル・アドバイザーズ社が評価算出した本新株予約権 1 個につき 7,395 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。また、東京フィナンシャル・アドバイザーズ社が評価算出した本新株予約権 1 個につき 7,395 円の価額を下回る水準で本新株予約権の発行を行うこととした理由につきましては、割当予定先による発行価額の払込を行いやすくすることで、割当先が当該規模の新株予約権の引受に応じていただくこととなるため、結果として、当社としても当該規模の資金調達額が可能となるためであり、また、行使価格を発行時の株価を大きく下回る金額とした理由としましては、割当予定先による権利行使を行いやすくし、当社としても資金の確保が行いやすくなることで本第三者割当の資金使途に充当できることから、結果として当社の B P O サービス事業に対する事業資金について重点的に充当することで、早期業績回復を実現し、また財務体質の大幅な強化を行うことで、2026 年 3 月期以降における、収益基盤の確立についての可能性が高まるものと判断し、本新株予約権の発行価額を本新株予約権 1 個につき 180 円として決定いたしました。

なお、当社としては、今般の第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、今般の第三者割当より調達した資金により収益基盤の確保が可能となれば、結果として当社の企業価値向上に資するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えております。

なお、本新株予約権の発行については、本新株式の発行と同様に、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、会社法第 283 条第 3 項の規定に基づき、本臨時株主総会での特別決議により、株主の皆様を仰ぐことといたしました。

なお、本新株予約権の権利行使価額決定の経緯としましては、「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ① 本新株式」に記載のとおりです。

当社としましては、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引き受けていただくことによって、2026 年 3 月期以降の当社の収益基盤の構築を図ることが可能となること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、そ

れらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社の将来的な事業基盤の構築が可能になると見込まれることから、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与し、また株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、本スキームを採用することといたしました。

また、当社監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ① 本新株式」に記載の理由に加え、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額より低い180円を払込金額として決定しており、有利発行に該当する可能性があるが、当社の株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としていることから異論がない旨の意見が述べられております。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は2,800,000株（議決権28,000個）であり、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）であり、その合算した数9,800,000株（議決権98,000個）は、2024年8月19日現在の発行済株式3,747,800株の261.49%（議決権総数37,458個に対しては261.63%）となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、今回の資金調達の主たる目的であるBPOサービス事業の早期業績回復に向けて、安定的な収益基盤の構築に欠かせない必要不可欠な支出であり、特に①3期連続して赤字決算であること、②2024年3月期の決算で財政状態が債務超過状態に転落し、早期の財務体質の改善が図れない場合には早々に資金繰りに窮すると見込まれること、③今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じていただける候補先が現れるとも限らないこと、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であり、具体的には合計18億円規模のエクイティ・ファイナンスが必要であると考えており、当該資金調達により収益の改善及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。



また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数9,800,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、66,617株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の0.68%であります。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数9,800,000株を行使期間である3年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日あたりの株式数は13,333株となり、上記1日あたりの平均出来高の20.01%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、当社の業績回復が進むことによって当社の企業価値が向上することで株式価値の向上につながり、ひいては既存株主の皆様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

しかしながら、本第三者割当の希薄化率が25%を超える大規模なものであることから、本臨時株主総会に付議し、株主の皆様に諮ることといたしました。

## 6. 第三者割当による新株式及び新株予約権の内容

### <本新株式発行の概要>

- |                         |  |                                     |
|-------------------------|--|-------------------------------------|
| 1. 募集株式の種類              | 当社普通株式   | 2,800,000株                          |
| 2. 払込金額                 | 1株につき  | 180円                                |
| 3. 払込金額の総額              | 金  | 504,000,000円                        |
| 4. 増加する資本金及び<br>資本準備金の額 | 資本金 金  | 252,000,000円<br>資本準備金 金252,000,000円 |
| 5. 申込日                  | 2024年9月19日   |                                     |
| 6. 払込期日                 | 2024年9月19日   |                                     |
| 7. 募集又は割当方法             | 第三者割当による   |                                     |
| 8. 割当先及び割当株式数           | 豊田Holdings株式会社   | 1,680,000株                          |
|                         | G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合   | 1,120,000株                          |
| 9. 払込取扱場所               | 株式会社三井住友銀行 深江橋支店   |                                     |
| 10. その他                 | (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生、及び、本臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とする。<br>(2) その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |                                     |

### <第7回新株予約権発行の概要>

- |                                   |   |                           |
|-----------------------------------|---|---------------------------|
| 1. 新株予約権の名称                       | 株式会社イー・ロジット   | 第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。） |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額                 | 金   | 12,600,000円               |
| 3. 申込期日                           | 2024年9月19日  |                           |
| 4. 割当日及び払込期日                      | 2024年9月19日  |                           |
| 5. 募集の方法及び割当先                     | 第三者割当の方法により割り当てる。<br>豊田Holdings株式会社 42,000個<br>G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合 28,000個 |                           |
| 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法 | (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,000,000株とす                                  |                           |

る（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 70,000個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金180円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金180円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切

り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2024年9月19日（本新株予約権の払込完了以降）から2027年9月17日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の

保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第18項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

#### 17. 行使請求受付場所

株式会社イー・ロジット 経営管理部

#### 18. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 深江橋支店

#### 19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸



収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間  
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第15項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第9項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出書の効力発生、及び、本臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案が特別決議による承認を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、常に顧客視点で変化を先取りし、Eコマースの進化に貢献できる企業体を目指し、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等のほか、経営体制の変更等、必要な文言の修正等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ～ 第3条  (機関構成)	第1条 ～ 第3条  (機関構成)
第4条 当社は、株主総会、 <u>取締役及び監査役</u> のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査役会</u> ③ 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び <u>取締役</u> のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> ③ 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式



現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 ～ 第18条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>第6条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条 ～ 第18条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)  第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)  第36条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>)  第37条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)  第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の賠償責任を免除することができる。<u>ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任額を控除して得た額を限度とする。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)  第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)  第34条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)  第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第39条 ～ 第40条</p>	<p>第36条 ～ 第37条</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第42条 ～ 第45条</p>	<p>第39条 ～ 第42条</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p>
	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、2024年9月18日開催の臨時株主総会最終前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、今後の経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 角井亮一 1968年10月25日	1994年4月 (株)船井総合研究所 入社 1998年3月 光輝物流(株) 入社 2000年2月 当社設立 代表取締役社長 2005年9月 日本物流学会理事（現任） 2022年5月 当社代表取締役社長CEO 2023年10月 当社取締役会長 2024年7月 当社代表取締役会長（現任）	1,166,330株
(取締役候補者とした理由) 角井亮一氏は、2000年2月の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。2024年7月に代表取締役会長に就任し、引き続き代表取締役会長として同氏が持つ創業者としての理念を通じて、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>たに つじ まさ や</small> 谷 辻 昌 也 1976年10月29日	2005年4月 トランスコスモス(株) 入社 2008年7月 同社 タイ子会社副社長 2010年9月 Symphony BPO Japan (現 STARTEK) 代表取締役社長 2011年12月 イケア・ジャパン(株) 入社 ビジネスナビ ゲーションオペレーションマネージャー 2013年2月 コストコホールセールジャパン(株) 入社 2014年3月 同社 リージョナルアドミニストレーショ ンマネージャー 2018年8月 同社 新規事業 (Eコマース事業) 部門長 2022年8月 当社入社 常務執行役員COO 2023年6月 当社常務取締役COO 2023年10月 当社代表取締役社長CEO (現任)	5,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>谷辻昌也氏は、大手小売業及びグローバル企業において、店舗運営やEコマースにおける責任者としての豊富な知識と経験を有しております。2023年10月より、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、FC統廃合及びサービス内容の強化を通じて現行BPO事業の再構築に加えて、当社の新たな成長の基礎の確立に貢献しております。今後も当社の合理化や新しい成長軌道のスキーム定着に貢献できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			



候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> ほり いけ やす お 堀 池 康 夫 1979年11月22日	2003年4月 (株)大京 入社 2007年8月 KPMG BRM(株) 入社 2009年12月 (株)テイクアンドギヴ・ニーズ 入社 2014年10月 同社 財務経理部 シニアマネージャー 2016年2月 (株)ビーロット 入社 2021年4月 同社 管理本部経理部 部長 2022年2月 当社入社 コーポレート管理部長 2022年6月 当社取締役CFO兼経営管理部長 (現任)	-株
(取締役候補者とした理由) 堀池康夫氏は、経理、財務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の職務経験と知見を有しており、それらの豊富な経験と知識を当社の経営に活かし当社CFO及び管理部門の統括を務めております。今後も、当社のさらなる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、取締役候補者といたしました。			
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> こ が むつ ろう 古 閑 睦 朗 1960年10月1日	1984年4月 (株)ジェーエムエーシステムズ 入社 1990年4月 (株)クレセント設立 代表取締役 1997年12月 (株)アドバンスト・メディア設立 2018年4月 豊田TRIKE(株) 入社 執行役員 社長室 室長 (現任) 2021年9月 豊田三共(株) 執行役員 社長室 室長 (現任) 2023年11月 豊田新化成(株) 取締役 (現任)	-株
(取締役候補者とした理由) 古閑睦朗氏は、IT、システム開発、ソリューション領域に関する創業や経営管理全般の職務経験と知見を有しており、それらの豊富な経験と知識を当社の経営に活かし、当社のさらなる成長と新規事業の創生に貢献ができると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>あきもとゆきひろ</small> 秋元征紘 1944年9月9日	1970年4月 日本精工(株) 入社 1980年1月 日本ケンタッキーフライドチキン(株) 入社 1987年2月 日本ペプシコーラ社(株) 取締役副社長 1988年12月 日本ケンタッキーフライドチキン(株) 常務取締役 1993年10月 (株)ナイキジャパン 代表取締役社長 1995年9月 ゲラン(株) 代表取締役社長 2006年5月 ワイ・エイ・パートナーズ(株) 代表取締役(現任) 2006年11月 レナ・ジャポン・インスティテュート(株) 社外取締役(現任) 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2021年8月 (株)ウェザーニューズ 社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 秋元征紘氏は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2017年6月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営全般の監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>おくたかとし</small> 奥谷孝司 1971年8月8日	1997年1月 (株)良品計画 入社 2010年2月 同社 WEB事業部 部長 2015年10月 オイシックス・ラ・大地(株) 執行役員 2017年10月 (株)Engagement Commerce Lab.設立 代表取締役(現任) 2018年9月 (株)顧客時間 共同CEO・取締役(現任) 2021年4月 オイシックス・ラ・大地(株) 専門役員チーフ・オムニチャンネル・オフィサー 2021年6月 当社 社外取締役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 奥谷孝司氏は、大手グローバル流通チェーンの商品開発・マーケティング部門において、また、上場会社の専門役員チーフ・オムニチャンネル・オフィサーとして、豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2021年6月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> こ だま かず ひろ 児 玉 和 宏 1966年8月1日	1992年1月 ジーエフ(株) 入社 1996年9月 同社 取締役 1999年1月 同社 常務取締役 2003年11月 同社 代表取締役社長 2018年7月 同社 取締役会長(現任) ジーエフホールディングス(株) 代表取締役会長兼社長(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 児玉和宏氏は、主にアパレルに関する物流事業を中心とする大手グローバル流通企業の持株会社にてグループ全体の指揮を執っており、企業の経営者として豊富な経験と高い見識・能力を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、物流事業のシナジーの発揮、アライアンス・連携の推進面でのアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋元征紘氏、奥谷孝司氏及び児玉和宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 秋元征紘氏及び奥谷孝司氏は、現在、当社の社外取締役であり、両氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって秋元征紘氏が7年3か月、奥谷孝司氏が3年3か月となります。
4. 当社は、秋元征紘氏及び奥谷孝司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、児玉和宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、秋元征紘氏及び奥谷孝司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 取締役候補者角井亮一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるプログレス(株)が所有する株式数を含めて表示しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>新任</p> <p>おのだ ひろ ぶみ 小野田 博文 1955年5月30日</p>	<p>1981年4月 バンダイ運輸(株)(現(株)バンダイロジパ ル) 入社</p> <p>2006年5月 (株)バンダイロジパル 監査役</p> <p>2007年7月 (株)ロジパルエクスプレス 監査役</p> <p>2020年11月 当社 常勤社外監査役(現任)</p>	400株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小野田博文氏は、長年にわたり物流会社の監査役として培われた専門知識・経験等を有しており、それらの経験を活かして客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>新任</p> <p>せり ざわ しゅん たろう 芹 沢 俊 太 郎 1976年3月19日</p>	<p>1999年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法 人) 入所</p> <p>2003年4月 公認会計士登録</p> <p>2007年1月 芹沢公認会計士事務所開業</p> <p>2007年6月 税理士登録</p> <p>2007年12月 (株)セラク 社外監査役(現任)</p> <p>2008年11月 みさき監査法人設立 代表社員(現任)</p> <p>2010年7月 TRADコンサルティング(株) 代表取締役 (現任)</p> <p>2013年11月 TRAD税理士法人設立 代表社員(現任)</p> <p>2017年6月 当社 社外監査役(現任)</p> <p>2019年3月 ユミルリンク(株) 社外監査役(現任)</p>	8,000株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>芹沢俊太郎氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験及び、会計・税務の面で高い知見を有しており、客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 淵邊善彦 <small>ふち べ よし ひこ</small> 1964年5月8日	1989年3月 弁護士登録 1989年4月 西村眞田(現 西村あさひ)法律事務所 入所 1995年3月 ロンドン大学UCL(LL.M.) 卒業 1995年4月 ノートン・ローズ法律事務所 入所 ロンドンオフィス勤務 1996年9月 同事務所 シンガポールオフィス勤務 1998年7月 日商岩井(株)(現 双日) 法務部出向 2000年4月 TMI総合法律事務所 パートナーとして参画 2008年4月 中央大学ビジネススクール 客員講師 2013年4月 中央大学ビジネススクール 客員教授 2016年4月 東京大学大学院 法学政治学研究所 教授 (常勤) 2019年1月 ベンチャーラボ法律事務所 開設 代表 (現任)	-株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>淵邊善彦氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験を擁し、特に企業法務、国際法務、法務教育に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しております。それらの経験を活かして、当社の経営に対して的確な助言をいただき、客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野田博文氏、芹沢俊太郎氏及び淵邊善彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野田博文氏及び芹沢俊太郎氏は、現在、当社の社外監査役であり、両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小野田博文氏が3年10か月、芹沢俊太郎氏が7年3か月となります。
4. 当社は、小野田博文氏及び芹沢俊太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、淵邊善彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した

場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、小野田博文氏及び芹沢俊太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、淵邊善彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
くろかわ ひさゆき 黒川久幸 1965年11月28日	1996年4月 東京商船大学(現 国立大学法人東京海洋大学) 助手 1996年10月 同大学 講師 1998年4月 同大学 助教授 2008年9月 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会(以下「JILS」という)全国日本物流改善事例実行委員会 副委員長(現任) 2010年4月 JILS物流現場改善士専門委員会 副委員長(現任) 2011年4月 国立大学法人東京海洋大学 教授(現任) 2018年6月 当社 社外監査役(現任) 2018年11月 東京都港湾審議会委員(現任) 2019年5月 伊那市新産業技術推進協議会委員(現任) 2023年9月 日本物流学会理事 副会長(現任)	一株

(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

黒川久幸氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、物流に関する経験と専門知識を有するとともに、当社の社外監査役として当社の経営に対する適正な監査を実施してきた実績があることから、同氏の経験や知見を活かした専門的見地から取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒川久幸氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 黒川久幸氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年3か月となります。
4. 当社は、黒川久幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。黒川久幸氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏



との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。黒川久幸氏が監査等委員である取締役  
に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 黒川久幸氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役  
に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち監査等委員である社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第8号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役のストック・オプションとしての報酬額は、2022年6月29日開催の当社第23回定時株主総会において当社取締役（社外取締役を含む）に対する報酬として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、監査役に対する報酬として年額5百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をいただいておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」において、ご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、取締役に対して、報酬等として新株予約権を、監査等委員を除く取締役については年額50百万円（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、監査等委員である取締役については年額5百万円以内の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は3名（うち監査等委員である社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）

(2) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は、監査等委員を除く取締役については2,500個（うち社外取締役500個）、監査等委員である取締役については250個（うち監査等委員である社外取締役250個）を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数に

ついて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日から2年を経過した日より8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終の権利行使日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

## 第9号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました監査法人和宏事務所は、2024年8月20日開催の第25回定株主総会継続会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2024年8月19日開催の監査役会においてアルファ監査法人を一時会計監査人に選任し、2024年8月20日付で就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人でありますアルファ監査法人を、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がアルファ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業状況に適した新たな視点での監査が期待できることに加えて、会計監査人として必要とされる専門性、独立性及び監査体制等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年7月31日現在)

名	称	アルファ監査法人	
事	務	所	東京都港区西新橋2丁目18番1号
沿	革	2020年10月	アルファ監査法人設立
概	要	資本金	5百万円
		構成人員	社員 5名
			公認会計士 11名
			合計 16名

以 上



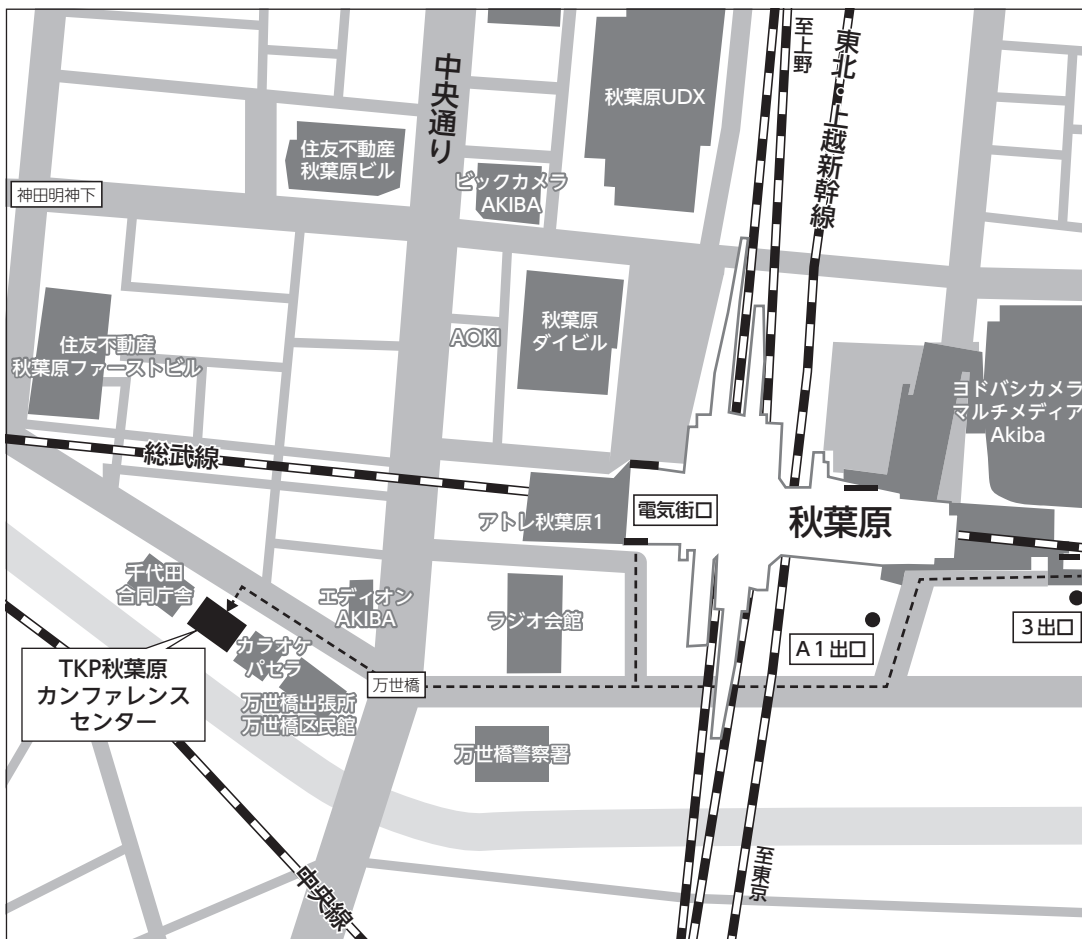
# 臨時株主総会会場ご案内図

日時

2024年9月18日（水曜日）  
午後1時（受付開始 午後12時30分）

会場

東京都千代田区外神田一丁目1番8号  
東芝万世橋ビル 6階  
TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール6B



交通

JR  
つくばエクスプレス  
東京メトロ日比谷線

秋葉原駅（電気街口）  
秋葉原駅（A1出口）  
秋葉原駅（3出口）

徒歩4分  
徒歩6分  
徒歩8分

※ 専用の駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD  
FONT